

第 1 章 総 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この基準は、松戸市水道事業給水条例（昭和36年条例第31号。以下「給水条例」という。）及び同給水規程（昭和43年水道事業規程第6号。以下「給水規程」という。）に基づき、給水装置の配水管への取付口からメーターまでの工事の施行に関し、当該工事に用いる給水管及び給水用具の構造及び材質の基準、工法、並びにその他の工事上の条件について定め、給水装置工事の適正な運営を図ることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 「給水装置」とは、需要者に水を供給するため松戸市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水条例第 3 条第 1 項参照）

2 「給水装置工事」とは、給水装置の新設、増設、改造、撤去、または修繕に関する工事をいう。

3 「所要水量」とは、需要者が必要とする水量で、給水装置の規模および業態等により管理者が算定した水量をいう。